

補助事業に関する第三者委員会設置要領の一部改正・新旧対照表(案)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">補助事業に関する第三者委員会設置要領 〔平成 16 年 2 月 18 日付〕 〔15 農畜機第 2037 号〕 <u>改正 平成 年 月 日付 農畜機第 号</u></p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第 1 条 農林水産大臣から指示された中期目標に即して作成し、農林水産大臣より認可を受けた独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)の「中期計画」に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条第 1 項第 2 号及び第 4 号並びに附則第 6 条第 1 項の規定により実施する補助事業(以下「補助事業」という。)を適正に実施するため、機構に補助事業に関する第三者委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>第 2 条 ～ 第 8 条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成 16 年 2 月 18 日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">補助事業に関する第三者委員会設置要領 〔平成 16 年 2 月 18 日付〕 〔15 農畜機第 2037 号〕</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第 1 条 農林水産大臣から指示された中期目標に即して作成し、農林水産大臣より認可を受けた独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)の「中期計画」に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条第 1 項第 2 号、4 号及び第 2 項並びに附則第 6 条第 1 項の規定により実施する補助事業(以下「補助事業」という。)を適正に実施するため、機構に補助事業に関する第三者委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>第 2 条 ～ 第 8 条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成 16 年 2 月 18 日から施行する。</p>